

# 区画整理だより

UR都市機構

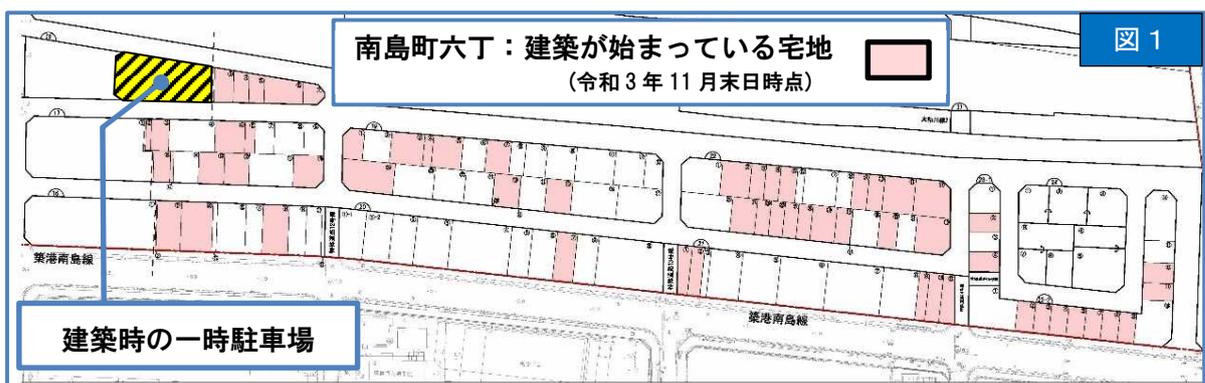
堺都市再生事務所 発行

権利者の皆様におかれましては、土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を賜りまして御礼申し上げます。さて今回は、「事業の進捗状況について」他2件についてお知らせいたします。

## 事業の進捗状況について

令和3年6月16日、南島町六丁（先行整備街区A）の宅地（仮換地）は、使用又は収益の開始をいたしました。それ以降、権利者皆様のご協力のもと住宅の再建が進んでいます。現時点（令和3年11月末日時点）では、再建予定の宅地のうち約70%の宅地において建築が始まっています（下図：図1）。引き続き、住宅の再建、移転（建物の撤去）等にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、住宅の再建に関してご不明な点やご相談等がございましたら、当機構までお気軽にお問合せください。

松屋大和川通二丁、松屋町一丁・二丁の一部（二度移転A・B等）の権利者皆様におかれましては、下図（図2、図3）の範囲において令和4年度以降、国土交通省及びUR都市機構が工事を実施する予定です。引き続き、建物等の移転に関しまして、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



## 南島町六丁(先行整備街区A)の 宅地(仮換地)の管理について

南島町六丁(先行整備街区A)の宅地(仮換地)の権利者皆様につきましては、住宅再建や土地の売却等、ライフプランに合わせた利活用をされているかと存じ上げます。

そこで、今後住宅を建築される場合の留意点がございます。周辺に空地があっても、他の権利者様の所有地であるため、建築関連の業者が無断で使用(駐車等)しないようご留意いただきますようお願い申し上げます。

また、隣接する宅地との境界を示す杭が設置されております。建築工事中に境界杭を移動、破損等されないようご注意ください。

建築時一時駐車場として令和4年4月末まで利用許可をしておりましたスペース(表面:図1斜線部)につきましては、UR定期巡回において目的外利用(駐車以外の利用)が確認されましたので入口部を封鎖させていただきます。今後、駐車場の利用を希望される方は堺都市再生事務所工事課(072-282-7722)までご連絡をお願い申し上げます。適切にご利用にご協力ください。

## 南島町六丁(先行整備街区A)への移転に伴う 住所変更等について

南島町六丁(先行整備街区A)への移転に伴う住所変更や仮換地を含む宅地の売買が生じた場合は、所定の様式に記入の上、届出をしていただく必要がありますので当機構までお知らせください。

今後とも、本事業にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 土地区画整理事業に関する問い合わせ先

ご不明の点やわからないことがありましたら、当機構までお気軽にお問合せください。



## UR都市機構

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所

〒590-0906

堺市堺区三宝町4丁274番地2

TEL: 072-282-7722

堺事務所HP: URL

(<https://www.ur-net.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)

